

法人でご寄附された場合

NPO 法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会

全国ストップ・ザ・ロコモ協議会は、「認定 NPO 法人」です。

「認定 NPO 法人」とは、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものとして、各自治体から認定を受けたものをいいます。

この「認定 NPO 法人」に対する寄付は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

●具体的には

特別損金算入限度額の適用について 法人が認定 NPO 法人等に寄附をすると、一般の NPO 法人に寄附した場合の**一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けてられており**、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

認定 NPO 法人に対する寄附金に係る損金算入限度額

資本がある法人(期末資本金の額×0.375%+所得金額*×6.25%)×1/2

資本がない法人 所得金額*×6.25%

一般の寄附金に係る損金算入限度額

資本がある法人(期末資本金の額×0.25%+所得金額*×2.5%)×1/4

資本がない法人 所得金額*×1.25%

* 所得金額 = 所得金額(当期純利益に税務調整をした額) + 寄附金の支出額

●モデルケース

以下の法人等が認定 NPO 法人に寄附した場合の試算(千円以下、四捨五入)

資本金の額 2,000 万円、所得金額 2,000 万円

【1】特別損金算入限度額 66.3 万円

【2】一般損金算入限度額 13.8 万円

資本金の額 1,000 万円、所得金額 1,000 万円

【1】特別損金算入限度額 33.1 万円

【2】一般損金算入限度額 6.9 万円

資本金の額 300 万円、所得金額 0 円

【1】特別損金算入限度額 0.6 万円

【2】一般損金算入限度額 0.2 万円

資本金の額 0 円、所得金額 1,000 万円

【1】特別損金算入限度額 62.5 万円

【2】一般損金算入限度額 12.5 万円

(注)事業年度が 1 年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

* 確定申告等の詳しい手続きについては、国税庁ホームページ等を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

(参考サイト：内閣府 NPO ホームページより)